

金融機関との連携による

# 新ものづくり補助金

新陳代謝型

老朽化設備を更新・増強したい  
中小企業・小規模事業者の方への補助金です。

## 本補助金の特徴

- 中小企業・小規模事業者の方は、金融機関による事業計画書の策定支援を受けた上で、金融機関を通じて補助金の申請を行うことになります。
- 金融機関からの借入後に、補助金の請求をすれば迅速に補助金が交付されます（借入額の0.5%相当）。
- 金融機関からの借入後1年後に、金融機関によるフォローアップを受けることで、さらに補助金が交付されます（借入額の0.5%相当）。

■ お問い合わせ先

新陳代謝型ものづくり補助金事務局

10:00~12:00 / 13:00~17:00 / 月曜~金曜（祝日を除く）

☎ 0570-550-595 ※PHS、IP電話からはこちら  
03-5360-7530

🌐 [www.chuokai.or.jp/shinchin.html](http://www.chuokai.or.jp/shinchin.html)

## 大規模設備投資に伴う、 借入額の1%相当額を、国が補助します。

「新ものづくり補助金」(新陳代謝型)は、中小企業・小規模事業者の方が保有する老朽化設備の新陳代謝を図るため、金融機関から借入を行い、老朽化に対処した大規模設備投資を行う場合に借入額の1%相当を上限として補助します。

### 〈対象〉

- 日本国内に本社を有する中小企業・小規模事業者の方に限ります。
- 以下の要件を満たす場合、金融機関からの借入額の1%相当を上限に設備投資費を補助します。

- (1) 老朽化設備を更新・増強するために同種の新たな設備を取得すること。
- (2) 金融機関から設備投資計画に係る設備資金の調達を行うこと。
- (3) 当該企業にとって大規模(総設備投資額が総資産の15%超の設備投資)な設備投資であること。
- (4) 金融機関から事業計画書の策定支援及び融資に係るフォローアップを受けること。
- (5) 他の補助金を併用しないこと。

※本事業における中小企業・小規模事業者とは、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」第2条第1項に規定する者をいいます。  
 ※「老朽化設備」とは法定耐用年数を超過した既存設備をいいます。  
 ※老朽化設備を更新・増強するための設備投資が、土地に対する投資を除く総設備投資額の50%以上になる必要があります。  
 ※設備投資計画は、平成27年8月中までに設備投資を完了できる投資計画を対象としています。

### 〈応募手続き〉

本補助金の申請については、取引先金融機関を通じて行うこととなりますので、補助金の交付申請書を添えて金融機関に御相談ください。補助金は金融機関からの借入直後及び1年後の2回、受け取ることができます。

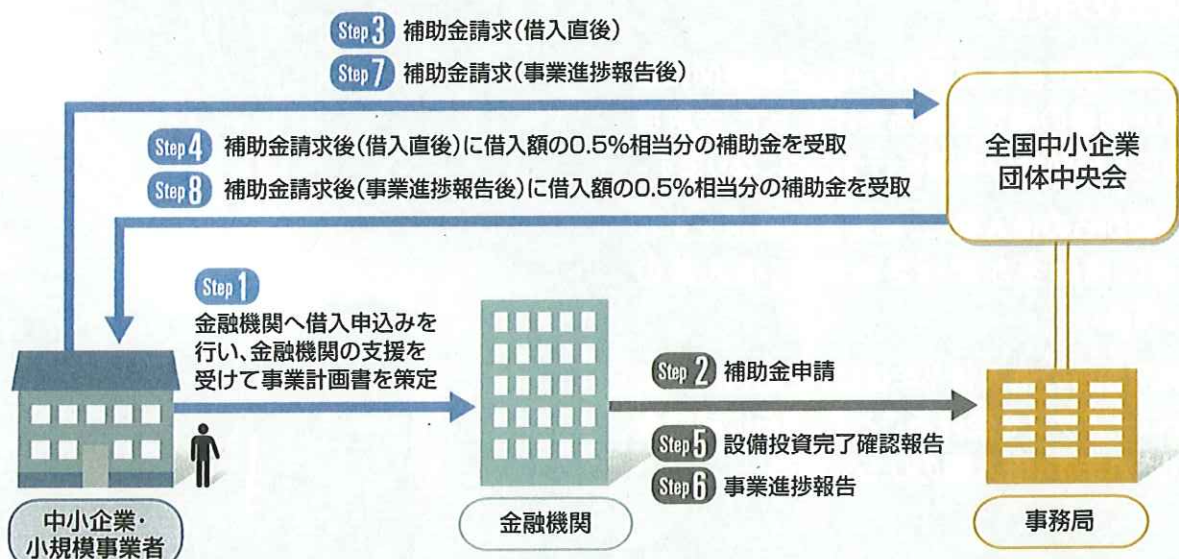
※借入には金融機関の所定の審査が必要となります。

#### ○補助金公募期間

平成26年3月20日(木)～平成26年9月12日(金)(当日消印有効)

※補助金がなくなり次第終了となりますので、申請はお早めをお願いします。

### 〈補助金の申請から支払いまでの流れ〉



補助金の申請にあたっては下記ホームページにある公募要領等を必ずご覧ください。



[www.chuokai.or.jp/shinchin.html](http://www.chuokai.or.jp/shinchin.html)